

平成26年度 提案・要望書に対する津市からの回答

当会議所より、平成27年1月21日に開催した「津市長ほか市幹部を囲む懇談会」において、平成26年度の部会・委員会等で意見集約し提出した「津市への提案・要望書」に対する回答が平成27年3月26日付でありましたのでご報告いたします。

なお、要望・提案事項が少しでも実現するよう今後も活動して参りますが、実現に向けて会員の皆様のアドバイスやご意見等がございましたら、TEL 059-228-9141までご連絡ください。

1 中小・小規模事業者への支援強化

(1) 地元事業者への優先発注等について [小売商業部会・卸商業部会]

津市におかれましては、地元中小企業者の受注機会確保のため津市物件等契約基準を制定するなど、地元事業者への優先発注について一定のご配慮をいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

また、発注条件の明確化につきまして、も詳細な点検・担当者への周知を実施いただく等ご理解、ご尽力をいただき重ねてお礼申し上げます。

しかしながら、見積り案件の一部においては仕様等を記載した通知書の窓口受取りを必要とするケースもあり、速やかな見積り作成を阻害する要因の一つとなっております。

つきましては、今後も引き続き地元事業者への優先発注につきましてご配慮いただきますようお願い申し上げますとともに、見積り業務の迅速化、効率化を図る上でも、郵送またはFAXによる通知書送付を原則化するようにご検討いただきたくお願い申し上げます。

また、発注の透明性確保の観点から見積合せを含む入札結果の開示・公表につきましてもご配慮いただきますようお願い申し上げます。

《回答》

地元事業者への優先発注につきましては、平成26年6月に物品等契約基準を改定し、物品の購入等に加え一部の業務委託につきましても市内業者の受注機会がより確保されるように入札等の業者選定の際に市内業者を優先的に選定するように改めました。

見積り通知書等の郵送又はFAXによる送付の原則化につきましては、簡易な案

件については既にFAX送信を実施し仕様書が多数となる案件等については、窓口での受取りをお願いしているところですが、受注者の見積り業務の効率化等に配慮し、負担となることがないようにFAXの活用を拡充するなど検討します。

入札結果の開示・公表につきましては、執行担当課で開示していますので窓口でお申し出ください。

【調達契約課】

(2) 建設業関係の発注及び入札について [建設部会]

① 発注、入札等について

① 発注に関する要望提案

1) 最低制限価格の設定に関し、ホームページに平成26年4月1日以降の公告分から、『必要と認める場合は、工事及び業務の技術上の難易その他の条件を考慮して、増減調整が出来る。』なお、『その調整の内容については、適正な競争を阻害するおそれがあることから非公開とします』となっておりますが、公表により適正な競争を阻害するとは考えにくく、入札公告時又は事後であってもその要因を公表していただきたい。

2) 現場条件を勘案した設計計上をお願いしたい。

《回答》

1) 最低制限価格の設定にあたり、工事及び業務の技術上の難易その他の条件を反映させるために増減調整を行っておりますが、その内容を公表しますと類推等が可能になり適正な競争を阻害するおそれがありますので、公開しないものとします。

なお、最低制限価格制度にはいくつかの手法があり、本市の制度改正を含め今後も他市等を参考に検討を続けていきます。

【調達契約課】

2) 本市の工事発注にあたっては、現場の実態に即した施工条件の明示、工事の性格及び地域の実情等に応じ、適切な設計に努めております。

しかしながら、設計図書に示された施工条件との不一致や予期せぬ事象が生じた場合など、必要と認められるときは、設計図書や請負代金等の適切な変更を進めていきます。

【検査課】

② 入札に関する要望提案

1) 「工事成績重視型」、「地域力活用型」などの総合評価落札方式を取り入れていただいている物件もありますが、近年ほとんど採用されていない様に思われます。総合評価落札方式のさらなる導入をお願いしたい。

2) 一般競争入札が一度に複数件出件されることがありますが、積算にあたり現場調査を行う十分な時間の余裕がありません。発注数の分散化若しくは入札日までの日数の余裕について考慮していただきたい。

3) 連休をはさんでの入札物件は、資機材の見積り徴収もままならず積算に苦労しており、余裕を持った期間を考慮していただきたい。

4) 各課及び出先から発注する指名競争入札業務など最低制限価格未設定業務への最低制限価格設定。

《回答》

1) 総合評価落札方式については平成

20年度から試行実施しており、「工事成績重視型」で8件、「地域力活用型」で1件の発注を行いました。試行結果を分析したところ課題点が見受けられたため、現在のところ発注は見合わせています。

しかしながら、平成25年度に「技術提案型」については発注を行い、今後は、この結果を踏まえた上で、総合評価落札方式の課題を検討するとともに地域性を重視する「地域力活用型」による発注など総合評価落札方式の拡大について検討していききたいと思います。

2) 工事の早期発注及び平準化に努めているところですが、整備条件や工期の関係により類似案件の発注が重複する事も考えられますため、御理解をいただきますようお願いいたします。

3) 公告から入札日までに大型連休がある場合は、入札日を遅らせているところですが、今後も発注スケジュールの設定にあたっては配慮を行っていきます。

4) 各課及び出先から発注する比較的小規模の工事においては、契約事務の効率化を図る観点からも、検査を適切に実施することにより適正な業務履行が確保できると考えています。

しかしながら、各課及び出先から発注する多種多様な業務委託等がある中、過剰な競争を防止する目的からも、最低制限価格制度については他市等の状況を参考に引き続き検討していきます。

【調達契約課】

③その他に関する要望提案

1) 設計書の歩掛内容で現場施工しがたい場合は、設計変更の対象としていただきたい。

2) 設計開示資料の公開は、契約締結後の申請より2週間程度かかりますが、速やかに公開していただきたい。

3) 公告中の案件において、設計書(PDF)・図面(PDF)・積算内訳書(エクセル)が公開されますが、積算業務の効率化のため設計書(エクセル)の追加をしていただきたい。

《回答》

1) 本市においては、公平性や積算の円滑等を鑑み、国、県等が発刊する標準歩掛である積算基準を基に積算を行っています。

しかしながら、設計図書に示された施工条件との不一致や予期せぬ事象が生じた場合など、必要と認められるときは、設計図書や請負代金等の適切な変更を進めてまいります。

【検査課】

2) 設計書の開示につきましては、情報公開制度により開示請求をいただき、閲覧及び写しの交付を行っておりますことから、開示決定につきましては、津市情報公開条例により、開示決定等の期限を15日以内と定めています。

契約後、最初の設計書の請求に対する開示決定につきましては、開示部分のチェックが必要なため、また、請求件数が年々増加していることから、開示決定に時間を要しているのが現状ですが、請求いただきましたら、速やかな開示決定に向けて、所管課に働きかけ、迅速な開示に努めてまいります。

【総務課】

3) 本市においては平成25年6月以降の発注案件から設計書等を電子データで公開しておりますが、積算業務の効率化のため、より汎用性の高いデータ形式で設計書を公開している事例も見受けられることから、今後の課題ととらえ実施については検討したいと思います。

【調達契約課】

②公共建築物等に関する要望提案について

1) 県都津市にふさわしい公認スポーツ施設の早期実現

2) 津駅東西双方に公衆トイレ案内表示の設置

3) 偕楽公園内の池の浄化清掃

4) 市内小中学校の全校空調化

5) 久居市民ホールの早期実現

《回答》

1) 本市では、津市屋内総合スポーツ施設基本計画に基づき、県都津市にふさわしい総合的な屋内スポーツ施設として、既存する産業展示施設「メッセウイング・みえ」と新たに整備するスポーツ施設「サオリーナ」及び「三重武道館」で構成する「津市産業・スポーツセンター」の整備を進めており、過去3度の入札不調に

より着工が遅れておりましたが、昨年12月の4回目の入札により落札者が決定したことから、本年より本体建設工事を開始し、平成29年11月の施設供用開始を目指しているところです。

津市産業・スポーツセンターにつきましては、老朽化する津市体育館、津市民プール及び三重武道館をセンター内に移転整備し、「するスポーツ」として地域スポーツやレクリエーション活動の拠点施設としてご利用いただくとともに、全国規模の大会やプロスポーツの試合等が開催できる機能を有しており、市民の皆様に「見るスポーツ」を楽しんでいただける施設となります。

また、屋外スポーツ施設につきましては、津市スポーツ施設整備基本構想及び津市拠点スポーツ施設エリア構想に基づき、既存施設の有効活用を図るとともに、新たな施設の効率的・効果的な配置や移転整備を検討していきます。

【スポーツ振興課】

2) 津駅付近には、津駅、アスト津、市営駐車場、公園等の利用者のためのトイレがそれぞれ設置されており、自由に利用できる状況になっています。

また、それぞれの施設には、トイレの位置を示す表示がある状況から、新規の案内表示については設置の必要性は低いと考えています。

【商業振興労政課】

3) 現場の調査を行い、現場条件にあった清掃方法を検討するとともに、池の改良要望がありますので、関係部署と協議を行い、適切な対応に努めていきます。

【津北工事事務所】

4) 小中学校のパソコン室、図書室にエアコン設置を進めており、中学校は平成26年度で全て完了し、小学校も平成27年度に全て完了となる予定です。

また、暑さ対策として、小中学校の全ての普通教室への壁掛扇風機の設置を完了しています。

今後は校舎増築や大規模改造工事における普通教室への空調設備の整備を考えており、より快適な学習環境が確保できるよう取り組んでいきます。

【教育委員会事務局】

5) (仮称)津市久居ホールについては、昨年度策定した基本計画に基づき、整備

にかかる財源として考える国庫交付金の概算要望を行ったところであり、今年度は、この交付金事業による本格的な事業推進を図るため、施設規模、機能及び劇場法を踏まえた企画運営方法などを検討する有識者委員会を設置し協議を進めています。

来年度からは施設整備に向け、基本設計等を予定しています。

【文化振興課】

③継続的要望提案

市当局には、既にそれぞれの要望提案につきましてご尽力賜っているところではございますが、引き続き早期実現に向け重ねて要望いたします。

- 1) 近鉄名古屋線南が丘駅の南側、久居9号踏切拡幅工事の早期実現。
- 2) 羽所町近鉄名古屋線津新町第7号踏切及びJR紀勢本線公園前踏切拡幅工事の早期実現

3) JR紀勢本線神戸踏切の改良又は拡幅工事

4) 江戸橋一身田線の一身田中学校東側付近から都市計画道浜田長岡線岩崎病院付近の区間の整備計画の策定

《回答》

1) 近鉄名古屋線南が丘駅南側、久居第9号踏切における、踏切道の拡幅については、国土交通省より「踏切道の拡幅に係る指針及び取扱い（H13.10.1）」において、「拡幅する場合は、統廃合に努めるべきである。」と示されており、当該踏切の拡幅には、周辺に統廃合する踏切がないため厳しい状況にあります。

【建設整備課】

2) 羽所町近鉄名古屋線津新町第7号踏切及びJR紀勢本線公園前踏切における、踏切道の拡幅については、平成25年9月に近鉄側踏切内の舗装を木製からコンクリート製にする改良工事が実施されま

したが、拡幅につきましては、上記同様、国土交通省より「踏切道の拡幅に係る指針及び取扱い（H13.10.1）」において、「拡幅する場合は、統廃合に努めるべきである。」と示されており、当該踏切の拡幅には、周辺に統廃合する踏切がないため厳しい状況にあります。

【建設整備課】

3) 当路線は、前後2車線道路であるにもかかわらず、踏切部分が狭小であるため、非常に危険であることから、当道路の管理者である三重県及び鉄道管理者であるJRに対しまして、早期整備を引き続き、要望していきます。

【事業調整室】

4) 浜田長岡線については、道路整備計画に基づき事業を進めており、現在は上津部田-長岡町間を実施しています。

当該区間の整備計画は未策定ですが、交通量等の状況を踏まえ、道路整備計画の見直しも必要であると考えています。

【建設整備課】

2 地域振興・観光の推進

(1) 中心市街地活性化について

まちなか空き店舗バンク（仮称）の創設（空き店舗、空き地の空洞化対策）

商店街における現状では、空き店舗増加に歯止めがかからず、津市中心部、久居地区ともに商店街内での空き店舗、空き地が目立つ状況が続いています。

現在、津市におかれましては「空き地・空き店舗等対策事業補助制度」により、空き店舗を利用して集客に役立つ事業を行う場合、改装費や賃借料の補助を実施いただき、空き店舗への出店者にとって有益な支援となっておりますことに感謝申し上げます。

今後は、さらなる出店希望者支援のため、やる気のある創業希望者やまちなかへの移転・出店等を検討される方

への経営支援につきましては、当会議所が積極的に取り組んでまいりますので、中心市街地の空き店舗情報を津市が集約いただき、空き店舗情報を公開し、紹介するシステム「まちなか空き店舗バンク（仮称）」の創設を要望いたします。

《回答》

本市では、商店街等の活性化を図るため各商店街組織と連携し、商店街の空き店舗等を新たな店舗や集客に役立つ施設等として活用する場合に、改装費と賃借料に対して補助しています。

なお、本補助制度の対象となる空き店舗の把握につきましては、各商店街組織の協力を得て調査を行い、オーナーの意向など調整済みのものを補助対象物件として、津

市ホームページ等で周知しています。

この取組を発展させた「まちなか空き店舗バンク（仮称）」については、先進事例や手法等を調査するとともに、本市が実施している中心市街地活性化施策等と併せ、中心市街地の商業の活性化に繋げる取組のひとつとして研究していきます。

【商業振興労政課】

(2) 榊原温泉の振興

榊原温泉は古くは万葉の時代、お伊勢さんの「湯ごりの湯」として利用されてきました。

平安時代には、清少納言が「枕草子」にて「湯はななくりの湯、有馬の湯、玉造の湯」と謳っており、当時は「な

なくりの湯」として呼ばれていました。

歴史ある温泉郷として、季節毎のイベント等実施し地域振興を図り集客に鋭意努力しているところであります。

しかし、ここ数年来温泉旅館の廃業、倒産が相次ぎかつての面影は失いつつあります。

現在温泉客の利用者も多い地方職員共済組合三重支部が運営する榊原保養所の存続が懸念されている中、引続き運営を続けられるよう事業主体者（三重県知事）に要望・支援をよろしくお願ひします。

また榊原温泉においては継続的な集客を図り、科学的根拠に基づいた湯のすばらしさを実証し全国発信するため、産学連携して榊原の湯の成分・効能を分析、モニタリング調査を行いながら、中高年者をはじめ若年層の掘り起こしを行い、リピーターとすることに取り組んでいます。商工会議所においても支援してまいりたいと存じますので、津市におかれましてもご支援を要望いたします。

《回答》

榊原地域は、古くから温泉を核として発展し、地域振興や地域経済の活力をリードしてきた地域であり、本市にとりましては、重要な地域のひとつと位置付けておりますことから、地方職員共済組合三重支部が運営する榊原保養所について、温泉を活用した宿泊施設として継続されるよう、平成26年4月に三重県へ要望をしました。今後も地方職員共済組合三重支部や地元とも連絡を密にし、動向を注視してまいります。

また、榊原温泉に関して、津市は歴史ある榊原温泉を市内有数の観光誘客が見込める観光資源と認識し、従前より榊原温泉振興協会の取組みに対して、補助金の交付による支援を行っています。特に「お伊勢さん湯ごりの地」として、三重県観光キャンペーン（実はそれ、ぜんぶ三重なんです！）と組み合わせ合わせた情報発信を観光協会など観光関係団体と連携して行っています。

今後は、関連産業を中心とした地域住民と連携した観光振興を図り、市内に多く所在する温泉資源の有効活用を

行っていきます。

【観光振興課】

(3)自転車利用者の安全性、利便性向上のための環境整備について [津の地域を元気にする委員会]

津市産業・スポーツセンターへの進入路につきましては、両側3.5mの自転車歩行者道を設置する予定になっているとのことですが、侵入路までの主要導入路である三重県道42号津芸濃大山田線は交通量も多く、平成33年に三重県での国民体育大会も計画されているという観点からも、高校生をはじめとする自転車利用者も増大し、同センターへ通う青少年の自転車が車道を走行することは非常に危険が伴います。

県道沿い（芸濃方面のみ）には車道と分離された自転車歩行者道が一応設置されておりますが、歩行者対自転車の事故のリスクを回避するためにも、自転車専用レーンの分離設置等通行環境の整備の必要があると思われまます。

また、自転車同士の事故を防ぐために、未整備の津方面側道も芸濃方面同様に拡充、整備されることが望ましく、引き続き貴市建設部事業調整室を経て三重県に働きかけていただきたいと思います。

三重大学周辺～岩田橋までの国道23号の自転車歩行者道については、一部自転車通行位置の明示がされているものの、自転車のための通行環境が整っていないところも多く、三重大学学生をはじめとする、地域活性化の担い手である若者が自転車を利用して中心市街地に来やすくするためにも自転車通行空間の設計、路面、段差整備をはじめとする安全・安心な自転車通行環境の整備を検討いただきたく存じます。

※津市総合計画後期基本計画第2章1-4「生活基盤の整備」第3項「生活道路の整備」には、安全・安心な道路等の確保として、「ユニバーサルデザインを取り入れた歩行者及び自転車空間の整備を推進」とありますが、警察庁、国土交通省が平成24年11月に策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」も参考いただき、安全・安心な自転車通行環境の

整備について一層推進していただくとともに、他機関との連携を図り、自転車利用者へのルール周知、ルール徹底を強化していただきたく要望いたします。

《回答》

道路管理者である三重県及び国土交通省へ要望します。

【事業調整室】

(4)市内交通渋滞緩和及び交通安全対策等の推進について

[建設部会・交通運輸自動車部会]

①道路整備等による交通渋滞緩和策について

国道23号や中勢バイパスと市街地を連携する幹線道路の東西方向の連携強化と市内各所の渋滞緩和ならびに道路拡幅計画の推進など必要な整備促進と機能維持について要望いたします。

1) 津市戸木町野東集会場東側の交差点の改善（旧道と新道の交差点であり、青葉台への出入り車両も多く事故も多発している）

2) 近鉄江戸橋駅からの旧伊勢別街道の拡幅若しくは、都市計画道路 江戸橋一身田線の早期実現

3) 津駅北側の道路（アトレ青山東付近の近鉄高架下及びJR大谷踏切）の幅員拡張若しくは、都市計画道路 下部田垂水線 国道23号から県道津関線までの区間の早期着工

4) 都市計画道路の優先順位による早期実現

5) 津芸濃大山田線の中央付近（津地方裁判所から三重会館）の渋滞緩和

《回答》

1) 要望場所の交差点の改善については、信号機の設置に向け、津南警察署に三重県警察本部とともに現場確認を行っていただきました。

信号機を設置するには、道路拡幅が必要となり、拡幅する部分に私有地が含まれることから、地元説明等を行い、用地提供のお願いをしているところですが、地権者の協力が得られていない状況です。今後も粘り強く交渉してまいります。

【津南工事事務所】

2) 近鉄江戸橋駅から旧伊勢別街道の区間につきましては、事業着手を行っており、国の補助金を活用し早期完成を目指しています。

【建設整備課】

3) 津駅北側道路(アトレ青山東付近)は、大谷踏切(JR東海・伊勢鉄道)及び軌道高架部(近鉄)からなる狭隘道路で、朝夕には慢性的な渋滞となっており、歩行者の安全確保や踏切内での脱輪事故が懸念されています。

そのため、拡幅整備の事業化に向けて検討を行うとともに、JR、伊勢鉄道、近鉄等と協議を行っていきます。

【建設整備課、津駅前北部土地区画整理事務所】

4) 都市計画道路の整備につきましては、計画された路線を事業効果や公益性等を考慮し、「津市道路整備計画」に基づく整備の推進を図っており、今後も整備計画の位置づけや社会状況を見極めながら事業を進めてまいりたいと思います。

【建設整備課】

5) 道路管理者である三重県へ要望します。

【事業調整室】

② 信号機(調整)や標識等設置による交通安全対策について

市内主要道路等交差点での信号機設置(調整)および右折レーンの設置ならびに標識等の設置による交通渋滞の改善と安全対策の推進について要望いたします。

- 1) 県道津芸濃大山田線の東古河交差点の右折レーンと右折矢印信号機の設置
- 2) 県道久居停車場津線(旧国道165号)阿漕駅付近交差点の信号機設置
- 3) 県道津久居線北口交差点付近の道路拡幅と右折レーンや右折矢印信号機の設置
- 4) 県道津芸濃大山田線の安東町付近交差点の信号機時間調整および安濃町曽根交差点までの渋滞緩和
- 5) 県道上浜高茶屋久居線の高茶屋小森町地内交差点の右折矢印信号機の設置
- 6) 国道165号久居新町地内(野村町高架西)交差点の信号機時間調整と北口交差点との系統信号機への改善
- 7) 国道23号の大学病院交差点の信号機時間調整および左折信号機の設置や横断

歩道の位置変更などの安全対策と交通渋滞の緩和

- 8) 県道久居停車場津線の阿漕駅付近に国道23号や阿漕駅へ誘導する標識設置
- 9) 県道草生窪田津線(伊勢別街道)の大里窪田出口交差点の信号機時間調整と右折レーンの延長
- 10) 県道15号久居美杉線の久居中町交差点の右折レーンと右折信号機の設置
- 11) 大谷町交差点の信号機時間調整および歩車分離信号機の改善
- 12) 藤方地内道路の通学路へ通学路や徐行などの標識設置や通学時間帯のみ一方通行にするなどの安全対策
- 13) 久居東中学校(久居井戸山地内)隣接道路への側溝蓋や安全带(路面カラー化)等の設置

《回答》

1) ~ 11) の信号機の設置や信号周期の調整については、管轄する津警察署、津南警察署及び三重県警察本部におきまして、各道路に設置してある感知器や現場確認などにより現在の道路整備の中で、信号機の時間配分など最善の方法をとっていただいておりますが、要望状況に応じた改善をしていただくよう各警察署にお願いしてまいります。

また、7) の横断歩道の位置変更や12) の徐行などの標識設置と通学時間帯のみの一方通行規制につきましては、公安委員会に対して要望します。

【市民交流課】

1) 3) 4) 8) 9) 10) 道路管理者である三重県へ要望します。

【事業調整室】

13) 管内の状況を鑑み、重要度や優先順位を考慮し、順次側溝蓋の設置及び安全带(路面カラー化)等の設置を行ってまいります。

【津南工事事務所】

③ 津駅東口ロータリー及び西口ロータリーの整備について

津駅東口ロータリーの南側は、タクシー乗降場、コインパーキング、さらに一般送迎車の乗降場所となっています。

また、津駅西口ロータリーについては、バス、タクシー、一般送迎車など

のすべての車輛が進入し、特に朝夕は高校生の通学や駅への送迎車など非常に混雑しています。

さらに津駅西口から津駅西交差点の間にバス停があるため、バスの発着時には片側通行となり渋滞します。

つきましては、一般送迎車乗降場所の路面表示やタクシー、バス乗場などの乗降場所、コインパーキングの設置場所、ロータリーへの進入路(一方通行)など抜本的な改善について検討いただきますよう要望いたします。

《回答》

過去の土地区画整理事業により、事業が完了しているものと認識していることから、抜本的な改善については現在検討しておりません。

【建設政策課】

④ 市営駐車場の駐車料金の維持について

お城東駐車場、フェニックス通り駐車場、アスト駐車場、ポルタひさい駐車場などの市営駐車場は、平成26年4月消費税改正による駐車料金の改正はなく据置されています。今後も利用者の利便性と稼働率向上のため現状維持いただきますよう要望いたします。

《回答》

平成26年4月の消費税8%の施行時には、料金改正は行わず据置しておりますので、消費税3%分については駐車場会計が負担しているのが現状です。

駐車場管理者といたしましては、今後も健全な駐車場経営に努め、料金値上げの抑制を図ってまいりますが、消費税が10%になる時には、節目のひとつとして、駐車場の経営状況や社会状況等を鑑み、料金改定等を検討したいと考えています。

【商業振興労政課】

⑤ 市内鉄道駅の踏切遮断時間の改善について

JR東海高茶屋駅、阿漕駅及び一身田駅等の駅前後の踏切信号機システムについては、国土交通省の省令に基づき人災防止と踏切通行者の安全が確保されてい

ますが、交通渋滞解消のため列車種別による踏切制御など踏切システム（遮断機）の高度化について検討いただきますようお願いいたします。特に阿漕駅南側踏切は、津、久居の中心街を貫く幹線道路であり、朝夕の通勤時間帯など国道23号大倉交差点付近から青谷付近まで上下線とも渋滞することから改善いただきますようお願いいたします。

《回答》

踏切遮断時間の短縮につきましては、三重県鉄道網整備促進期成同盟会を通じて、J R東海に要望活動を続けています。

引き続き、改善につながるよう、要望活動を続けていきたいと思っております。

【交通政策課】

⑥環境対策等の推進による次世代自動車等のインフラ整備について

国の日本再興戦略改訂2014では、次世代自動車の新車販売に占める割合を2030年までに5割から7割とすることを目指しています。普及促進には電気自動車や燃料電池自動車の導入促進と共に電気自動車充電スタンドや水素ステーションの先行整備が必要であるとされています。

つきましては、市役所や市営駐車場等への電気自動車用急速充電器の設置および燃料電池自動車等の普及促進のための水素ステーションの整備取組みについて推進していただきますようお願いいたします。

《回答》

市役所への電気自動車用急速充電器の設置等につきましては、ご要望にもありますように環境対策の観点からその必要性を認識しているところであります。本市としましては、庁舎整備を推進していく中で、関係部署とも検討を進めてまいります。

【財産管理課】

市営駐車場等への電気自動車充電スタンドや水素ステーションの整備の必要性については十分認識しており、平成28年度に開駅予定の道の駅津かわげには、電気自動車充電スタンドの設置を計

画しております。

しかし、市営駐車場等への設置につきましては、民間事業者との関係及び電気自動車または水素自動車の普及状況など社会情勢を見ながら、検討していきたいと思っております。

【商業振興労政課】

(5)定住・交流人口増加対策について 【社会文化部会】

①企業誘致の促進

定住人口を増加するためには、働く場所の確保が不可欠です。津市においては、平成18年9月に「津市企業立地促進条例」を定められ、用地取得費助成奨励金、企業立地奨励金等の支援制度を設け企業誘致を促進されておりますが、当条例が平成27年3月31日で失効することから、引き続き企業誘致を進めるために当条例を継続して実施していただきたい。

また、さらなる誘致を推進するために、商業地域の土地や建物を新たに取得し、進出する企業に対して支援策（固定資産税の減免、立地奨励金、雇用奨励金等）及び津市に本支店を設置する企業に対して支援策の創設に取り組んでいただきたい。

《回答》

本市の企業誘致につきましては、総合計画の若者定住プログラムに位置付けたとおり、働く場所の創出を図ることにより、本市の「住みやすさ」を活かした定住促進の一助となるよう積極的な企業誘致活動を進めています。

1) 現在の津市企業立地促進条例に定めましたそれぞれの奨励金等や支援制度につきましては、本市への企業の立地を促進、さらには本市における産業の振興及び雇用の促進を図るための有効な施策のひとつであると考えています。

つきましては、津地域産業活性化基本計画を踏まえるとともに、本市の産業構造の特色等も勘案しつつ、今後も地域経済の活性化を図るための支援施策のひとつとして活用していくことができるよう

検討してまいりたいと考えています。

2) また、さらなる誘致を推進するため、商業地域の土地建物を新たに取得し、進出する企業に対する支援策（固定資産税の減免、立地奨励金、雇用奨励金等）及び津市に本支店を設置する企業に対する支援等につきましては、中勢北部サイエンスシティの分譲完了等も見極めながら、本市の持続的かつ自立的な経済基盤を支えるための企業誘致等の方向性やその支援のあり方等について検討するなかで、その手法も含めて調査・研究を行ってまいりたいと考えています。

【企業誘致室】

②未来を拓く教育の推進について

津市が行った「定住促進に係る基礎調査」の結果、定住地を選択する時の要因の一つとして教育環境があげられていました。

平成24年10月に社会文化部会が津市、津市教育委員会へ提案・要望した「豊かな学力の育成・豊かな心の育成・健やかな身体の育成」を三本柱とした「未来を拓く教育の推進について」（参考資料）を実現させ、子どもたちが自ら、学び・考え・課題解決に意欲的に取り組む態度や能力を養い、将来の日本を担う一員として育成する環境づくりを行い、教育都市「津」として全国に誇れるよう積極的に取り組んでいただきたい。

《回答》

1) 確かな学力の育成

学習の基礎となる国語力を育むためには、学校の教育活動全体で、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」といった言語活動の充実に取り組んでいます。それに加え、読書活動を推進することによって、読解力や表現力の向上を図っています。言葉は、大切なコミュニケーション手段であることを、教育活動全体を通して指導しており、指導効果を高めるために、教職員自らが話し方や挨拶励行の手本となるように心がけています。

また、各学校が地域の特色を生かし、地域と連携した取り組みを図るために、「特色ある学校プロジェクト事業」を推進しており、地域に親しみをもつ子ども

たちが増えてきました。本市では、「わたしたちの津市」や「三重のすがた」、「三重の文化」等の副読本や「ふるさと三重かるた」を積極的に活用し、地域の歴史・産業・文化等に関する学習を推進しています。今後も、郷土の歴史や文化に関する学習を通して、ふるさと津市を誇りに思う心を育てていきます。

英語教育につきましては、小学校5、6年生での外国語活動（英語活動）だけでなく、津市内の全小学校に外国語指導助手を派遣し、小学校1年生から4年生の児童が英語に触れる機会を増やしています。さらに、外国語指導助手と、英語講座「Let's enjoy English!」を開催し、年間のべ約100人の児童が積極的にコミュニケーションを図っています。

また、三重大学や特定非営利活動法人と連携し、インターネットを活用し外国の子どもたちと会話するなど活動を開催し、年間のべ約200人の児童生徒が参加しています。今後も、ネイティブとの学習を充実させ、表現力、コミュニケーション能力の育成に努めていきます。

情報教育につきましては、各小中学校のパソコンルームに、児童生徒が各自一台のパソコンを使って学習できる環境が整備されていますので、実機を通して、基本的な機器の操作方法を習得させるとともに、インターネットを用いた「調べ学習」等による情報活用能力の育成と情報モラルの育成に取り組み、情報教育の一層の充実を図っていきます。

2) 豊かな心の育成

子どもの発達段階に応じて道徳の時間や学校行事や学級活動など、様々な機会において、規範意識と豊かな人間性を育む取り組みを進めています。

また、思いやりの心や個性を認め合う力を培い、集団の一員としての人間関係づくりを進め、いじめを生まない集団づくりを行っています。

具体的には、あいさつが人間関係を築く第一歩ととらえ、児童会や生徒会が中心となって多くの学校があいさつ運動に取り組んでいます。教職員も、登校指導の際には積極的に声をかけ、児童生徒が

自らあいさつする習慣をつけさせています。

また、いじめは人間として絶対に許されない行為であるということを児童生徒に徹底して指導しています。はやしたてたり傍観したりする行為も許されない行為であることや、いじめに気づいたら大人に知らせることは正しい行為であることを指導しています。

今後も、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成していくため、学校教育活動全体を通して指導を行っていきます。

さらに、一人一人の子どもたちの人間関係を構築する能力を育て、進路を探索・選択する力を培う発達段階に応じた系統的な「キャリア教育」の取組にも力を入れています。

地域に根ざした実践的な活動を中心に展開し、地域の多くの方との出会いを通して、夢を描く力、チャレンジ精神、創造力、コミュニケーション力、チームワーク力、情報収集・分析力、判断力、表現力等を育成することを目指し取組を進めています。

3) 健やかな身体の育成

子どもの頃から規則正しい生活習慣を身につけ、生涯を通じて健康な生活を送る上で大切なことであり、家庭と学校の協力体制の確立が重要であると考えています。

学校は保護者との協働に加え、保健学習・保健指導の中で、規則正しい生活を送ることの大切さについて指導を行っています。

市内全ての小中学校で、保護者、教職員、地域の関係者で構成される学校保健委員会を開催し、子どもの健康課題の解消に努めています。

教育委員会といたしましても、健康に関する情報提供や講演会（津市健康教育研修会）を開催し、保護者や市民の方への啓発と教職員の資質の向上に努めています。

また、本市は山から海岸までたくさんの自然に恵まれ、旧跡や歴史的な建築物が数多くあり、様々な学習を通じて郷土のよさを活用した体験活動を通して、興

味関心を一層高め、ふるさとを誇りに思う気持ちを育てることができると考えています。

教育委員会としましては、今後も本市のよさを校外学習に活かしていくために、各小中学校の校外学習の内容の一覧表を作成したり、学習を支援する指導員やボランティア等の情報提供をしたりするなどの支援ができる体制を整えていきたいと考えています。

④交流人口増加対策

地域の活力を高める手段の一つとして交流人口の増加対策は不可欠です。当会議所も「津産業観光ガイド」や「公共交通機関を利用した津市内観光スポットマップ」を作成し津市のPRに努めていますが、津市の情報を「誰に」「何を」「どのように」発信していくかを明確にし、効果的なPRを実施することが肝要です。

津市には、県内外に誇れる県立美術館、県立博物館、石水博物館などの文化施設や観光地（神原温泉など）、優れた景観（御殿場海岸など）があります。そこで、県外メディア（ラジオ、テレビ放送局）や三重テラス、津市出身の著名人等を積極的に活用し、それらをPRすることで、県外から観光客の流入を促し交流人口が増加するよう取り組んでいただきたい。

《回答》

現在、一身田の高田本山専修寺や神原温泉は、毎年約35万人近い観光客が訪れていて、津市観光協会のホームページや三重県観光連盟が発刊する季刊誌等で中心的にPRしています。

本市が有する多様な歴史や文化資源、うまみ処などの情報について、スマートフォンやタブレット端末などに対応する新たな提供方法を観光協会と連携しながら検討していきます。

また、多くの観光客を迎え入れようとそれぞれの地域で様々な取り組みが進められ、景観の整備やイベントの開催、店舗の新設を行い、受け入れ体制の充実が図られています。

さらに津市においては、ビジネス客

の増加が認められることから、ビジネスホテルが多く集まる津駅前を始点に近くにある美術館や三重県立博物館「MieMu」など、手軽に楽しめる「ちょこっと観光」をPRし、さらなる観光誘客に取り組んでいきます。

【観光振興課】